


区社協だより

# 多摩

No.107

 この広報紙は一部共同募金の  
配分金で発行されています。

## チャレボラ2026 開催のご案内

小学生から大学生までを対象とした「夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習」略して「チャレボラ」。子どもや高齢の方、障害のある方とのふれあいや、環境、地域イベントなど、たくさん用意されたプログラムの中から自分が参加したいプログラムを選んで、ボランティア体験ができます。

多摩区では4つのプログラムを実施します！

### 1 おしゃべりサロン「いちにのさん！」でボランティア



**日時** 7月29日(水)  
9:30~12:00  
**場所** 長尾老人いこいの家  
**参加対象** 中学2年生以上  
**定員** 5名

### 2 ボッチャで障害のある方と交流しよう!



**日時** 7月25日(土)  
13:00~15:00  
**場所** 福祉パルたま研修室  
**参加対象** 小学生以上  
(保護者参加可)  
**定員** 10名

### 3 高齢者疑似体験を通して、高齢者施設でボランティアをしてみよう!



**日時** 7月30日(木)  
13:30~16:00  
**場所** 特別養護老人ホーム菅の里  
**参加対象** 小学生以上  
(保護者参加可)  
**定員** 10名

### 4 スマホ講座の先生になってみよう!



**日時** 8月4日(火)  
10:30~12:00  
**場所** 枳形老人いこいの家  
**参加対象** 中学2年生以上  
**定員** 10名

※写真は、令和7年度実施の様子です。

申込開始日は、6月1日(月)からです。

川崎市社会福祉協議会HPに申込フォームが掲載される予定ですので、そちらより  
お申し込みください!!

川崎市社協ホームページはコチラ



## ~ボランティア募集のお知らせ~

多摩区ボランティアセンター(多摩区社会福祉協議会)では、随時ボランティア相談を受け付けています。  
多摩区社会福祉協議会ホームページにも、ボランティア募集情報を掲載しています。  
ボランティア活動に興味・関心のある方は、お気軽にご相談ください♪

多摩区社協ホームページはコチラ



# 令和8年度 賛助会員大募集!

～多摩区の豊かな福祉のまちづくりに、是非ご協力をお願いいたします～

## 賛助会員とは

多摩区社会福祉協議会と多摩区内5つの地区社会福祉協議会（登戸、菅、中野島、稲田、生田）が進める地域福祉活動の趣旨にご賛同いただき、その活動を資金面から支えていただく単年度会員のことです。賛助会費は年額で一口1,000円以上をお願いしています。

多摩区社会福祉協議会では、6月から11月を主な募集期間として賛助会員の募集をします。

おひとりでも多くの皆様に賛助会員へ加入いただき、一緒に『豊かな福祉のまちづくり』に参加いただきますようお願い申し上げます。

◎新たに賛助会員加入希望の方…多摩区社会福祉協議会 地域課（044-935-5500）へお問い合わせください。

◎昨年度賛助会員の方…地域の協力員が訪問させていただきます。

## 令和7年度賛助会費のご報告とお礼

**賛助会費総額 3,226,100円**

多摩区の地域福祉の推進にご理解いただき、誠にありがとうございます。  
協力いただいた賛助会費は、多摩区内の様々な地域福祉活動に活用させていただきました。

## 第18回 多摩区社会福祉大会のご報告



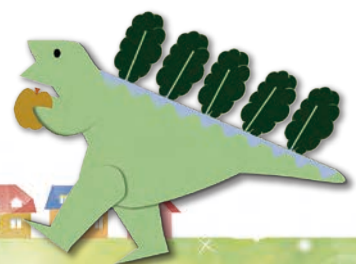
式典の様子

令和8年3月6日（金）、多摩市民館大ホールにて、多摩区社会福祉大会を開催しました。

第1部では、地域福祉活動に貢献された方へ感謝状を贈呈する式典を行い、第2部では、作家 佐藤愛子の大人気エッセイを映画化した「九十歳。何がめでたい」を上映しました。

700名以上の多くの区民の方にお越しいただき、大変盛大に開催することができました。

ご来場いただいた皆様、ありがとうございました。



多摩区社協キャラクター「ミサタマドン」

# 川崎市多摩区社会福祉協議会 令和8年(2026年)度事業計画

## 重点事業

### I 災害ボランティアセンターの周知と運営のための検討

令和7年度から災害ボランティア担当を設置し、川崎市社会福祉協議会(以下「市社協」)のボランティア活動振興センターと連携のもと、本市での発災時に多摩区社会福祉協議会(以下「区社協」)が担う災害ボランティアセンターの役割や具体的活動について検討するとともに、地域住民への周知を行います。

また、令和8年度は、町内会・自治会や地域における防災訓練に参加し、日ごろから顔の見える関係づくりを進めることにより、発災時に円滑に連携できる体制の構築を図っていきます。

### II こどもまんなか応援サポーター宣言を目指して

計画1年目の令和6年度は「こどもまんなか社会」についての研修を開催し、計画2年目の令和7年度は、区内の子育ての現状や制度等について学び、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行うために、区社協が実施すべき取組を検討しました。

令和8年度は、関係機関の協力を得ながら、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を目指すとともに、宣言につながる具体的な取組を進めていきます。

### III 地域ネットワークの構築と助成金の活用

区社協における地域福祉活動を理解してもらうための広報啓発活動に積極的に取り組みます。また協賛会員を募り、企業及び法人が参加した地域ネットワークの構築を目指します。

さらに、福祉活動団体に助成金を交付し継続的な地域福祉活動を展開することで一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりに努めます。

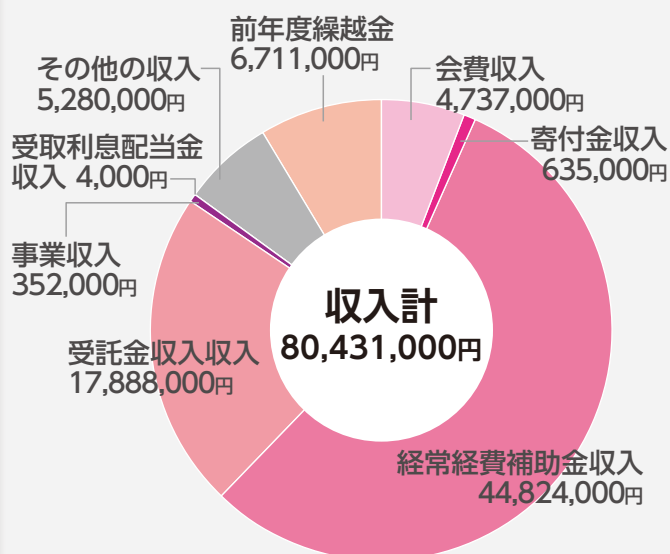
### IV 次世代の福祉の担い手の育成

令和4年度から、学生(大学生、高校生等)がボランティア活動を始める契機とするため「学生が高齢者にスマートフォンの操作を教える講座」を開催しています。

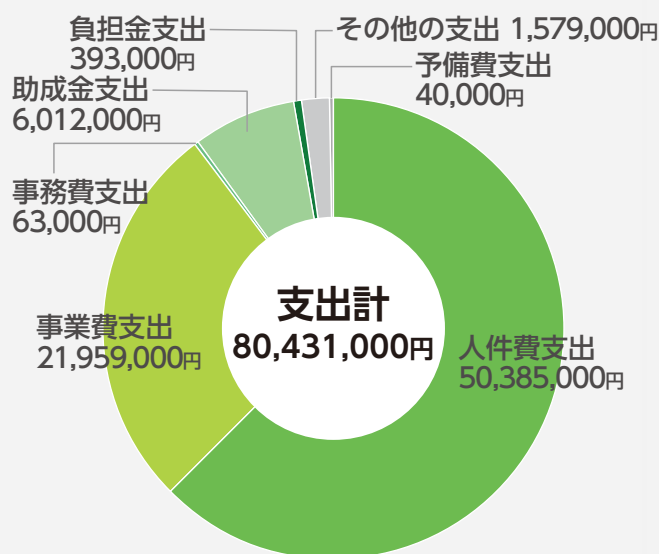
令和8年度も引き続き、区内の大学をはじめ、近隣の高校や専門学校等にも働きかけを行い、継続的な協力体制を構築しながら若い世代の参加を促進していきます。

また、令和7年度は小学校からの福祉教育に関わる相談に対し、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)を協力者として紹介することで、地域内の交流の機会につながったことから、令和8年度は区内の施設やボランティア団体、当事者団体など地域で活動をしている人と学校をつなげ、次世代の福祉のまちづくりを担う人材育成のための取組を実施していきます。

#### 収入の部



#### 支出の部



収入の部は各勘定科目、支出の部は事業ごとのサービス区分で総額を表記しています。

# 老人いこいの家からの お知らせ

いこいの家で下記の日程  
で開催いたします。

## 「健康うた広場」カラオケで楽しく歌いましょう!

登戸老人いこいの家	毎月第3火曜日
中野島老人いこいの家	毎月第2火曜日 午前10時～午前11時30分
菅老人いこいの家	毎月第1木曜日
南菅老人いこいの家	毎月第4金曜日
錦ヶ丘老人いこいの家	毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
長尾老人いこいの家	毎月第1水曜日
枳形老人いこいの家	毎月第4土曜日

※開催時間は共通(中野島いこいの家・錦ヶ丘いこいの家以外) 午後1時30分～午後3時



## 「ふくし寄合処」健康・介護・くらしの 相談ができる交流の場所です。

登戸いこいの家	毎月第2火曜日
中野島いこいの家	毎月第3金曜日
南菅いこいの家	毎月第3水曜日
錦ヶ丘いこいの家	毎月第1水曜日
長尾いこいの家	毎月第1木曜日

※開催時間は共通 午後1時30分～午後3時  
※8月、年末年始はお休み



## 第25回

# ♪多摩ふれあいまつり 開催♪

多摩ふれあいまつりは、「わたしとあなたとこの街と」をテーマに、障がいのある方やボランティアの団体・グループが、日ごろ地域で行っている活動の紹介と、「心のバリアフリー」の理解と普及啓発を目指して開催しています。

東京交響楽団員によるアンサンブル・コンサートや、ボッチャ体験、ユニバーサルファッションの展示、スタンプラリーなど、楽しい催しがたくさんあります。

ぜひ皆様、ご参加ください!

**開催日** 令和8年6月21日(日) 10:00～15:00  
**会場** 多摩区総合庁舎

令和7年度  
アトリウムでの  
出店の様子



## 共同募金へのご協力ありがとうございました。

令和7年度(令和7年10月1日～令和8年3月31日)の共同募金にご協力いただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

### 〈令和7年度実績額〉

赤い羽根共同募金	11,001,777円
年末たすけあい募金	6,408,937円
<b>総 額</b>	<b>1,7410,714円</b>

今年度の募金活動につきましても、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



## ～多摩区の地域福祉の推進にご協力いただき、 誠にありがとうございます～

皆様から頂戴した寄付金品は、多摩区内で活動するボランティア団体や福祉施設への支援に活用させていただいております。

### 寄付者一覧

〔令和7年11月1日～令和8年3月31日〕

- 寄付金(計3件/219,955円)
- ・ベンリーたま 様
- ・日本女子大学教職員組合 様
- ・匿名希望者 様

### 寄付の お願い

皆様からの寄付金を財源としてボランティア団体や障害当事者団体への活動費の支援など、地域福祉の推進に向けた取り組みを行っております。

個人の方は、所得税及び住民税の控除を受けることができます。法人の場合は、一定の限度額までを損金として取扱うことができます。

あらためて皆様からのご支援をよろしく願いいたします!

